

第6号議案

京都地方税機構事務の処理等に関する条例一部改正の件

京都地方税機構事務の処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月27日提出

京都地方税機構
広域連合長 中山 泰

京都地方税機構事務の処理等に関する条例の一部を改正する条例

京都地方税機構事務の処理等に関する条例（平成21年京都地方税機構条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 移管事案に係る徴収の猶予、換価の猶予又は担保の徴取に関する事務について法第15条から第16条までの規定により地方団体の条例で定めることとされているものについては、前項の規定にかかわらず、当該移管事案に係る構成団体の条例の定めるところによる。

第3条第1項第1号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。